

一般競争入札説明書

この入札説明書は、岩手県が発注する委託業務契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下、「入札参加資格者」という）が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項

- | | |
|-------------|--|
| (1) 業 務 名 | 岩手県立岩泉高等学校寄宿舎給食調理等業務 |
| (2) 履 行 場 所 | 下閉伊郡岩泉町岩泉字松橋 26-2 地内 岩手県立岩泉高等学校寄宿舎 |
| (3) 履 行 期 間 | 令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日 |
| (4) 業 務 概 要 | 調理、盛付、食器具の洗浄、消毒及び保管、厨房・設備等の清掃
献立の作成、賄材料の発注、仕入、検収、厨房出入口開錠・施錠 |

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たし、この業務委託に係る競争入札参加資格の確認を受けた者のみが、この業務委託の入札に参加することができる。なお、(3) に示す入札参加資格については、岩手県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (4) 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）の規定による岩手県内での営業許可を有する者であること。
- (5) 高等学校寄宿舎等の食堂の実施に必要な施設等での調理業務について、過去 5 年以内に 1 年以上の契約実績を有していること。
- (6) 調理師法（昭和 33 年法律第 147 号）に規定する調理師の資格を有する者を 1 名以上常勤で調理業務に従事させること。
- (7) 申請書等の提出月日（以下「資格確認日」という。）から起算して過去 2 年間、岩手県内において食中毒事故による営業停止等の処分を受けていないこと。
- (8) 製造物責任法（平成 6 年法律第 85 号）の規定による損害賠償責任を履行するため、生産物賠償責任保険に加入していること。
- (9) 岩手県県税条例（令和 3 年条例第 58 号）第 4 条に掲げる税目及び消費税の滞納がないこと。
- (10) 岩手県内に本社、支店又は営業所を有していること。

3 入札の方法等

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本語通貨とする。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載するものとする。
- (3) 入札は本人又は代理人によって行い、郵送、電報、電送その他の方法による入札は認めない。入札書には、氏名（法人にあつては称号または名称）を記載すること。
- (4) 代理人により入札に関する行為をさせようとする者は、入札書提出の前に委任状を提出しなければならない。
- (5) 入札執行回数は 3 回を限度とするものとし、この限度内において落札者がいないときは、入札をうち切るものとする。

4 入札保証金

- (1) 入札参加者は、入札金額の 100 分の 110 に相当する金額の 100 分の 3 以上の金額を岩手県会計管理者（岩手県立岩泉高等学校出納員）に入札日に納付しなければならない。（入札しようとする金額の 100 分の 3 以上の金額が納付されていない場合は、入札書は無効になる。）

ただし、入札参加者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする入札保証契約を締結し、当該保険証券を提出したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 落札者以外の入札保証金は、開札（再度入札の開札含む。）終了後に請求書の提出を受け、当該入札参加者又は代理人に還付する。

また、入札参加者又は代理人が入札保証金を受領するに当たっては、入札保証金受領証（収入印紙 200 円貼付）を提出すること。

なお、落札者については、契約締結後において還付する。
- (3) 入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは、岩手県に帰属する。

5 入札書に関する事項

入札書は、次のことを表示し押印すること。

- (1) 入札年月日
- (2) 入札参加者の住所、氏名及び印（法人の場合は、所在地、称号又は名称、代表者の氏名及び印）
- (3) 入札金額
- (4) 業務名
- (5) 入札書の宛名は、「岩手県立岩泉高等学校長」とする。

6 入札書の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 競争入札の参加資格のない者がした入札の場合
- (2) 入札保証金を納付せず（納付を免除された者を除く。）、又は金額が不足した場合
- (3) 入札書に所定の記名押印のない場合
- (4) 金額を訂正した入札書

- (5) 誤字脱字等により必要事項が確認できない場合
- (6) 入札業務名の表示に重大な誤りがある場合
- (7) 同一入札の参加者又は代理人が2つ以上の入札をした場合
- (8) 無権代理人が入札した場合
- (9) その他の入札に関する条件に違反して入札した場合

7 落札者の決定方法

- (1) 本件委託業務に係る入札公告及び入札仕様書で示した要件の全てを満たしている入札者であって、岩手県会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第100条の規定により、作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

8 契約に関する事項

- (1) 契約書は、岩手県会計規則第100条の規定に基づき積算価格を算定の基礎とし、落札価格の金額をもって当該業務の契約金額として作成する。
- (2) 落札者は、契約保証金として契約額の100分の5以上の額を、契約締結日までに納付しなければならない。
ただし、落札者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出した時は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (3) 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは岩手県に帰属する。
- (4) 入札保証金を納付したものと契約する場合、入札保証金を契約保証金に充当することができる。

8 その他

- (1) 入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関する費用については、すべて入札参加者又は契約の相手方が負担するものとする。

- (2) 入札等に関する問い合わせ先

岩手県立岩泉高等学校事務室 主事 晴山夏希

〒027-0501 下閉伊郡岩泉町岩泉字松橋4

TEL 0194-22-2721 FAX 0194-22-2731